公務員キャリアデザインスタジオ　団体規約

（名称）
第１条　　本団体は「公務員キャリアデザインスタジオ」と称する。

（事務所）
第２条　　この会の事務所は、代表宅に置く。

（ミッション）
第３条　　本団体のミッションは以下のとおりとする。
　公務員として地域でも職場でも存在感を発揮して社会に貢献し、組織も地域も輝かせていく。そんな、公私ともにキラキラと輝く公務員を増やすために、私たちは就職を控えた若者や若手・中堅の公務員が自ら『公務員という生き方』と向き合う場を創出します。

（設立）
第４条　　本団体は平成２７年３月８日に設立する。

（会員）
第５条　　この会の会員、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）
第６条　　会員として入会しようとする者は、代表に入会を申し込み、役員の承認を得るものとする。

（退会）
第７条　　会員は、代表に退会を申し込み、退会することができる。
２　会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

（役員）
第８条　　この会に次の役員を置く。
⑴代表　　１名
⑵副代表　３名
２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。
３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）
第９条　　この会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものと

する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
２　総会は、以下の事項について議決する。
⑴規約、事業等の変更
⑵解散
⑶事業報告及び事業計画
⑷役員の選任又は解任
⑸その他会の運営に関する重要事項
３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（事業）
第１０条　　本団体は第３条のミッションを達成するため、次の事業を行う。
（１）就職を控えた学生向けの「公務員の実際」の周知啓発
（２）若手公務員のモチベーション維持・向上につながるイベント、勉強会等の企画・開催
（３）多様なロールモデルとなる公務員に関する情報収集と発信
（４）その他地域でも職場でも存在感を発揮して社会に貢献できる公務員を増やす活動
２　　第１項に定める事業は、本会の会員および事業の趣旨に賛同する者により実施する。

（経費等）
第１１条　　本団体の事業経費は、参加費その他の収入によって賄う。

（禁止事項）
第１２条　　本団体は、次の事項を禁止する。
（１）事業を通じて収益を得ること。
（２）事業を通じて特定の団体等への就職を勧誘または斡旋等すること。

（その他）
第１３条　　この規約に定めのない事項は、役員会において協議し決する。

〔付　則〕
この規約は平成２７年３月８日より施行する。